

総務文教常任委員会記録

平成27年6月11日

【開催日】 平成27年6月11日

【開催場所】 第一委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時47分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	中村 博行
委員	伊藤 實	委員	岡山 明
委員	笹木 慶之	委員	福田 勝政
委員	山田 伸幸		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
----	-------	-----	-------

【執行部出席者】

総務部長	中村 聡	総務部次長兼総務課長	大田 好夫
総務課主幹	幡生 隆太郎	総務課法制係長	野村 豪
情報管理課長	山根 正幸	情報管理課情報政策係長	石橋 啓介
人事課長	城戸 信之	税務課長	古谷 昌章
税務課主幹	藤山 雅之	税務課主査兼市民税係長	銭谷 憲典
税務課主査兼固定資産税係長	藤本 義忠	企画課企画係主任主事	宮本 渉

【事務局出席者】

事務局長	古川 博三	主査兼議事係長	田尾 忠久
------	-------	---------	-------

【審査内容】

- 1 議案第55号 山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について(総務)
- 2 議案第56号 山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について(人事)
- 3 議案第57号 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について(税務)
- 4 議案第58号 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について(税務)
- 5 陳情要望について
- 6 閉会中の調査事項について

午前10時開会

河野朋子委員長 おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。それでは審査に入ります。審査の1番、議案第55号について、執行部の説明をよろしくお願いいたします。

大田総務部次長兼総務課長 おはようございます。総務課の大田です。よろしくお願いいたします。それでは議案55号山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定でございますが、議案説明の前に番号法制度について概略を簡単に御説明いたします。番号法制度は平成27年10月5日に施行され、住民票を有する全ての人に12桁の個人番号が付与されます。この個人番号とは、社会保障、税、災害対策の分野で効果的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものでございます。個人番号を付すことによって期待される効果は三つ挙げられます。

一つ目は、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくするた

め、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。

二つ目は、添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、皆さんの負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりすることができるようになります。

三つ目は、行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。以上が番号法制度の概要でございます。

それでは議案第55号の説明をいたします。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号法」が本年10月5日に施行されることを受けて、本市においても、個人番号をその内容に含む「特定個人情報」の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じ、条例と番号法との整合を図るために所要の改正を行うものでございます。特定個人情報の取扱いにつきましては、番号法の規定に基づくこととなりますが、番号法の中で他の法律を読み替えて適用される箇所については、直接地方公共団体に適用されるわけではありません。しかしながら、番号法第31条の規定により、地方公共団体は、番号法等の趣旨を踏まえ、特定個人情報の適正な取扱いを確保すること、保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止等を行うための必要な措置を講ずることとされております。そこで、本市の個人情報保護条例についても国と同様の改正を行うものでございます。ここで用語の定義を若干御説明いたしますが、個人情報とは、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいいます。個人番号とは、番号法の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であり、当該住民票コードが記載された住民票に関わる者を識別するために指定するコード番号でございます。特定個人情報とは、この個人番号をその内容に含む個人情報のことをいいます。それでは、今回の改正内容ですが、新旧対照表の1ページを御覧ください。1ページですね。まず、第1条、第3条、第8条その他におきまして、個人情報の範囲について番号

法との整合性を図るための改正を行っております。個人情報の範囲について、番号法においては、「法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他団体の役員に関する情報」、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が個人情報に含まれるのに対しまして、本市条例におきましては、これらの情報は個人情報に含まないという点で異なっております。しかしながら、本市の条例上、個人情報に該当しないこれらの情報につきましても、番号法の趣旨を踏まえて、アンダーラインの括弧書きの部分を追加しまして、保護すべき特定個人情報として措置するものでございます。次に、3ページを御覧ください。第6条の2関係で、特定個人情報保護評価についてであります。特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを保有しようとするときに個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもので、この評価に当たりまして、評価書を作成するものでございます。この評価書の作成の際、特定個人情報ファイルの対象人数や取扱人数などによって、場合分けをし、評価書を作成するわけですが、過去1年以内に特定個人情報に関する重大な事故を発生させたときは第三者の意見を聴かなければなりません。そこで、そのような場合が生じたときは、第三者である山陽小野田市個人情報保護審査会の意見を聴くように規定するものでございます。次に、同じく3ページの第7条の2、4ページの第7条の3関係では、保有する特定個人情報の適正な取扱いについてであります。番号法第29条第1項の規定により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第8条第1項及び2項の規定におきまして、保有特定個人情報の利用について、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときにのみ目的外利用ができることとされております。本条例におきましても、国と同様の取扱いをするように規定するものでございます。また、番号法第19条において、保有特定個人情報の提供について規定されておりますが、本条例におきましても、国と同様に取り扱うよう規定するものでございます。次に、4から7ページの第10条、第12条、第15条、第16条関係で、特定個人情報の開示、訂正、利用の停止等の請求に関する規定を設けるものであります。そのほか、第19条の2関係では、指定管

理者における特例において、本条例で特定個人情報を取り扱うことに伴う読み替え規定を設けるもの、2ページに戻っていただきまして、第5条の個人情報の収集の制限関係で、不足していた文言を加えるもの、また、11ページを御覧ください。附則におきまして、本条例の改正に伴い、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例に関して、山陽小野田市個人情報保護審査会の担任する事務に本条例に基づき実施機関から求められていた事項について付け加えるもの、及び用語の整理を行うものでございます。以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子委員長 ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思いますけれども、質疑があれば。

山田伸幸委員 まず今の世間を騒がしている個人情報の漏えいですね。これについては山陽小野田市はですね、それを他山の石として、再検討せざるを得ないような状況があったのかどうなのか、その点についてお答えください。

河野朋子委員長 答えられますか。

山根情報管理課長 おはようございます。情報管理課の山根と申します。よろしく申し上げます。情報漏えいに関しまして、システム対策という観点からお答えいたします。今回年金機構で起こった情報漏えいでございますが、インターネットに接続された環境において起こっておるということが報道されております。今回のマイナンバーを扱うこのシステムなんですけれども、住民情報系システムといいまして、住基、税情報が扱う、主に個人情報が使うシステム、ネットワークとなっております。このネットワークはインターネットに接続しておりません。ですから、年金機構と同様の情報漏えいが起こらない、起こることはないというふうに考えております。以上でございます。

山田伸幸委員 このたびの情報漏えいは直接基幹的なシステムに攻撃が加えられたわけではなくて、その附属する部署で、その中から情報を取り出して何らかの操

作が行われたんでしょう。そこに対してインターネットを通じた添付ファイル、メールの添付ファイルを開示したことによって、それで感染が広がったということですよ。要するに直接の本体には影響はなかったということなんですが、では山陽小野田市ではその本体の情報にはインターネットに接続されていないということですが、それから取り出した情報に対してはどうなんですか。

山根情報管理課長 まず、住民情報系ネットワークで扱う個人情報をインターネットに接続する、内部情報系といいます、我々では行政系とっておりますが、ここで作業することはならないということで、職員に注意喚起をしております。ですから住民情報系の中で作業する場合において、情報漏えいはあり得ないと思っております。

山田伸幸委員 もう少し分かりやすく説明してもらえんかね。

山根情報管理課長 はい。住民情報系の、インターネットに接続されていない環境で作業するように注意喚起をしておりますので、インターネットに接続されたネットワークのほうで作業してしまうと可能性がありますけれども、そのようなことがないようにという注意喚起をしております。

山田伸幸委員 例えばパソコンなりそういった情報機器が一旦外部と接続されてそれを切断した後、そういう情報を取り扱うそういう業務はあるということですか。

山根情報管理課長 住民情報系ネットワークというのは各部署には整備されておられません。住基を扱う住民票を出したり、税の情報の証明を出したり窓口業務により近いところが住民情報系のネットワークを整備しております。そのほかについては、情報を得るためにインターネットに接続する環境が最も理想的だということで公民館とか出先もそうなんですが、ほとんどの窓口では行政系というインターネットに接続された環境で行っております。業務にもよりますが、基本的には個人情報を主に扱う部署については住民情報系のネットワークを構築しております。それぞれ別のパソコンです。インターネットに接続されるパソコンと

住民情報系で専用のネットワークのそれぞれ別のパソコンになっておりますので、その中でそれぞれの業務を行うように指示しておりますから、住基の情報を行政系、インターネットに接続された環境に持っていくことのないようには指示はしております。そして持っていく方法として手段はUSBメモリを介して行う方法しかございません。このUSBについては管理されたものです。システムで登録されたもの以外は使えないようにしております。こちらで管理しておりますので、間違った使われ方はされてないものというふうに私は思っております。

河野朋子委員長 条例の改正のところで質問を今受けておりますので、その辺で質問をよろしくお願いいたします。

山田伸幸委員 条例の改正、ここが個人情報保護条例ということですから一番基幹的なところですから大事な部分だと思うんですけど、今回情報漏出があったのは年金情報ということですね。山陽小野田市にはそれ以外、住基以外にさまざまな市民の個人の情報を収集しておりますよね。税情報、社会保障関連、そういったものも今と同様の扱いをされているのかどうなのか。その辺まできちんと目が行き届いているのかというのはどうでしょうか。

中村総務部長 この情報の取扱いにつきましては、全庁体制で対応しております。具体的には情報セキュリティ委員会、市長を長にする情報セキュリティ委員会という組織をもってそういった情報の管理徹底に周知するようやっておるところでございます。

山田伸幸委員 今言われたセキュリティ委員会、それは全員がセキュリティポリシー等の公式な講習を受けられた委員なんでしょうか。

中村総務部長 今の委員会は部長級でやっているわけですが、その下にも下部組織がございます。そして全職員その情報セキュリティの研修はネットのeラーニングとってインターネットを通じての研修、これは全員が受けるようにしております。

山田伸幸委員 それは講習会とかではなくて、そういう文書を配布されたものを読むというのでしょうか。

中村総務部長 eラーニングとありますが、インターネットに接続してインターネットを聴くことによってそれで講習をします。何ステップかございまして、確か5つかぐらいあったと思うんですが、そのステップを聞いて最終的には情報セキュリティの基礎的な知識を学ぶとそういったものでございます。ですから業務の時間、業務中ちょっと手のすいた時間にそういった研修を受けるというような形ができるようにいたしております。それは全員の職員が受けると。そしてこの度情報漏えいを受けまして、早速その情報セキュリティ委員会のほうから全職員に対して不要なファイルは開けないというような文書の通知も出しておりますし、このたびいろんなそういった対策も考えておるところでございます。

山田伸幸委員 最高情報管理責任者いわゆるCIOといわれる方ですよね。これは現在どなたが就任をされ、どういう講習なりあるいは技術等をお持ちなんでしょうか。

山根情報管理課長 市の情報セキュリティポリシーの規則に基づきますCIOは現在規則上、副市長になっております。副市長は不在でございますので、総合政策部長が代行するということで市長の承認を得ております。総合政策部長は同じようにeラーニングで研修を進めてございまして、セキュリティ情報の入手をしております。研修をしております。補足いたしますけれども、昨年度情報セキュリティポリシーに基づいて監査実施要綱というのを作成しております。昨年度は要綱作成にとどまっておりますが、今年度から実際に監査要綱に基づきましてセキュリティ監査を各職場に出向きまして実施するようにしております。ですからセキュリティが遵守しておるのかどうかについて実際に現場で確認するというステップを踏まえた確認をしてまいりたいと予定でございます。

山田伸幸委員 情報、今山根さんでしたっけ答えておられるんですが、山根さん自身はどの程度の講習とありますか、技術をお持ちなんでしょうか。(発言する者あ

り)

河野朋子委員長 今のこともちょっと個人的な質問ですので、その辺りは少し遠慮して
いただいて先ほどからも言っておりますが、番号法に関連してこの個人情報の
改正について。

伊藤實委員 冒頭大田課長のほうから説明があつたんですが、できれば読んで分から
ないですよ。資料今までだったら出てましたんでその辺はちゃんと出て分かりや
すい説明をしてほしいと思います。そうした中でこのメリット三つを言われました
よね。逆にデメリットなり今の情報漏えいの部分もあるんでしょうけど、個人情報
が集中するんでもし漏れた場合には被害が大きくなるというところはあると思い
ますがどういうところが懸念されるかとかその辺というのはあるんですかね。そう
いう説明はなかったんですがどうですか。

中村総務部長 これマイナンバー制度の話だとは思いますが、マイナンバー制度導入
に当たっては既に審議をいただいているというふうに認識しておりましたが、この
デメリットにつきましては国等が出しておりますこういった資料によりますと特に
書かれてはおりません。

山田伸幸委員 先ほどメリットというふうに言われました。一つは所得やさまざまな収入
等そういったものの情報が把握できる。2番目が添付書類が削減して行政上の
手続がみやすくなる。3番目が行政同士での照合や入力時間削減、作業の重
複がなくなるというふうに言われましたけど、このメリットは行政側だけですよね。
市民のメリットはないということですか。

中村総務部長 今三つメリットを言わせていただきましたが、公平公正な社会が実現で
きるということですね。これは国民にとっても十分なメリットがあるというふうに思っ
ておりますし、2番目の手続が簡素になるというのが国民の利便性の向上という
ことでございます。三つ目の行政の効率化というところは行政内部のメリットだろ
うというふうには思っております。

河野朋子委員長 番号法そのものの議論をしているわけではなくて、番号法を前提として今回この市の個人情報保護条例を改正するところについて審議していますので、その辺りを皆さん自覚していただいて質疑を続けたいと思います。

山田伸幸委員 個人情報保護条例の中に個人情報の保護に関し、必要な措置をとることなんですが、これは具体的に説明をお願いしますか。

河野朋子委員長 どの部分ですか。（「第3条」と発言する者あり）

野村総務課法制係長 個人の権利を保護するための必要な措置といいますのは、行政が扱う文書につきまして、目的外で利用を制限すること。また、提供はしないということ。それと個人の方がこういった文書を市がどのように扱っているかについての請求をする。そういったことの権利をうたうことを指しております。

山田伸幸委員 それでは第5条の4項にこのたび付け加えられました、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報と書かれているんですが、これはこういったものを指しているんでしょうか。

大田総務部次長兼総務課長 これはある実施機関のほうからそういう要望が出ておりましたので、このたびそれを付け加えさせていただくということでございます。

河野朋子委員長 実施機関とはどういうことですか。分かりやすく教えてください。

大田総務部次長兼総務課長 部落開放同盟ですね。そちらのほうから要望が出ておりましたので。

山田伸幸委員 先日の本会議で中島議員のほうから、性別自体が差別になるおそれもあるというふうな指摘があったんですが、これについては山陽小野田市としては何か考えておられるんでしょうか。そういうことを考えてこの条文を盛りられてい

るんでしょうか。

野村総務課法制係長 性別等につきましては番号法の趣旨からいきますと、番号法ではあくまでも個人番号というのは個人を確認するために使うものということで、基本情報として性別まで入れているとふうに認識しております。市のほうで特にそれについてどうこうということは考えておりません。

中村博行副委員長 ここで、質問するのがどうかというところがあるんですけど、附則の部分ですけども、市の執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正ということが次の56号にあるんですけども、そちらのほうで一括してやれるんじゃないかと思うんですが、あえてここに載せてあるというのはどういう理由でしょうか。

野村総務課法制係長 この度の執行機関の附属機関に関する条例の改正につきましては、この度個人情報保護条例を改正したことに伴うことで改正する必要がありましたので、こちらの条例の改正の附則の中に入れております。

岡山明委員 市民が一番心配している、先ほどもお話があったんですけど、個人情報が外部に漏れる。これが一つ。あと、自分たちの個人の番号をいただいて、マイナンバーなんですけど、その延長線上で、自分が持っているそういう番号を不正利用されると、そういった意味で今一元化はしていないと、一応分散管理はしていますと、そういう内部組織のインターネットといったらおかしい、系列が2系列あると、外側から対応されても大丈夫ですと、そのかわりUSBのチップを使って外に出されたら、それがもろに出て行くと、そういう解釈でよろしいんですかね。そういうUSBのチップで、全部情報が拡散するという可能性はなきにしもあらずという状況ですかね。

大田総務部次長兼総務課長 情報管理課のほうからも説明いたしましたが、行政系と住民情報系は完全に分かれておりますので、住民の情報が外部に漏れるということはございません。セキュリティ委員会のほうでもちゃんと管理して、職員に指導しておりますので、そういったことはございません。

岡山明委員 山陽小野田市側はそういう漏えいは今後ないと、そういう心配は、そういう個人情報が漏えいするような形は今はないと言われましたね。

中村総務部長 システム、組織としてないような形で運営をしております。

岡山明委員 組織のほうはないということで、ちょっと先の話なんですけど、29年1月から情報提供等記録開示システムが稼動すると、その辺の部分は、1年と半年ありますけど、(発言する者あり)関係ないですかね。

河野朋子委員長 この改正に何か影響があるようなものだったら、それに関連して。

岡山明委員 その延長線上で個人情報が漏れたのが分かったら、そういうシステムを今後、1年半後にできるという形なんですけど、その辺の状況というのはどうですかね。個人情報が漏れた形が分かるようなシステムというのはあるんですかね。

野村総務課法制係長 そのシステムにつきましては、今国のほうで開発を行っております。そのシステムを使うことによって自分の情報を、どういった機関が、市が見たとか国が見たとか国税事務所が見たとか、そういったものが確認できるというシステムを今構築中であります。

河野朋子委員長 それは国のことで、そのまま進めますので、これは直接改正とは関連がない。

笹木慶之委員 確認をさせてもらいます。個人情報は住所、氏名、生年月日、性別プラス写真と言われましたね。(「カード」と発言する者あり)カードね。写真ね。それはそれでいいんですが、用語の定義の中で、特定個人情報、それから保有特定個人情報、これの有する情報はどこがどのように違うんですか。個人情報とここで規定されている、用語の定義が規定されていますね。特定個人情報、それから保有特定個人情報。それはなぜ聞くかという、この中で削除したり、

あるいは適用があつたりですね、いろいろ出入りがあるわけですよ。さっきの説明では本当に分かりにくい面があります。だからどういう情報が出たり入ったりしているのかというところが気になるんですがね。

中村総務部長 市が持っている情報には個人情報はいろいろありますが、五つだけではございません。要は個人情報というのは、その情報を見て個人が特定できるというのが個人情報です。それは年金であつたり税であつたりいろいろなものがあります。それが個人情報で、今までその個人情報の取扱いについて、個人情報保護条例という形で制限をかけてきたところです。これに今回加わりましたのは特定個人情報といひまして、今の市が持っている個人情報に個人番号が付いたもの、それが特定個人情報という形で新たに定義をさして、それも合わせて制限しようということでございます。ですから市が持って、例えば源泉徴収で人事課が持ちます、そして個人で番号が付きます。それは特定個人情報です。ただ、辞められて、それがなくなつて、個人番号が外れたリストは特定個人情報にはなりません。ただの個人情報ということになる。そういった形でこの条例は定義を仕分けております。

河野朋子委員長 今の保有のほうはいいんですか。

笹木慶之委員 それは分かりました。ただね。この中からそれを読み取るというのはとてもじゃないけどできませんからね、あえて確認したんですが、それをしないとしっかり条文が読み取れませんから、そういったことの確認です。分かりました。

山田伸幸委員 今回の改正には盛り込まれていないんですが、23条に罰則というのがあります。あわせて24条が提供されたものが悪用されてはいけないということが書かれているんですが、この漏れた情報そのものを使うことについては罰則がないというふうに取り扱われるんですがいかがでしょうか。

野村総務課法制係長 そもそも罰則等につきましては、番号法のほうでうたっておりますのでそちらが適用されるということになります。

河野朋子委員長 ほかに質問ありませんか。よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは質疑を打ち切ります。討論はありますか。

山田伸幸委員 今回の個人情報保護条例の改正は、まさに今日本全土を揺るがしているような年金情報の漏えいと密接に関連するもので、国があるいは行政が個人を丸ごと把握しようというそういう中身であり、それを規定する条例の改正については反対といたします。

河野朋子委員長 ほかにありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ討論を終わり、本議案について採決をいたします。議案第55号につき賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 賛成多数で、本議案は可決すべきものと決しました。引き続きまして議案第56号について審査をいたします。執行部の説明をお願いいたします。

城戸人事課長 おはようございます。人事課城戸でございます。よろしくお願いたします。それでは議案第56号、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。この度の改正は、現在附属機関として設置されている二つの報酬等審議会、これを統合する改正でございます。まず現在、議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給与の額について審議する山陽小野田市特別職報酬等審議会と、選挙管理委員会の委員、監査委員、公平委員会の委員、農業委員会の委員及び教育委員会の委員の報酬の額について審議する山陽小野田市行政委員会委員報酬等審議会の二つの審議会が設置されているところですが、この二つの審議会につきましては、それぞれ審議する対象者の違いはございますが、市の規模や、財政状況、近隣市の状況等を

勘案して、本市にふさわしい給与あるいは報酬の額について調査、審議、あるいは答申するというもので、その目的及び所掌事務が重複しているものでございますので、この度山陽小野田市行政委員会委員報酬等審議会を廃止し、山陽小野田市特別職報酬等審議会に統合しようとするものでございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河野朋子委員長 ありがとうございます。それでは質疑を受けます。

伊藤實委員 まず今まで特別職の報酬審議会と行政の委員の構成というのは同じメンバーだったんですか。それとも違うんですか。

城戸人事課長 審議会の委員の構成ということですね。一部重複しておられる方もいらっしゃるんですけども、基本的には異なっております。

山田伸幸委員 そもそもこの委員会が二つあった、分かれていた理由というのは何なんでしょうか。

城戸人事課長 これは行政委員会の委員のほうに後に設置されたというふうに理解しております。当時の担当にも確認いたしましたけども、そのときに特別職等の報酬審議会のほうにこの行政委員会のほうの所掌事務を盛り込むという方法を思い付かなかったということで、新たに行政委員の委員の報酬について審議する必要が生じたのでそのときは行政委員会のほうの委員の審議会を設置したというふうに私は聞いております。

河野朋子委員長 それはいつぐらいのことですか。

城戸人事課長 行政委員会の報酬等審議会が設置されたのが平成23年の10月19日付けで規則が制定されておりますので、その時期であろうと思います。

中村博行副委員長 お尋ねしますけど、今の各報酬審の委員が各それぞれ10名で

すよね。その中で2名の方が重複をされておるといふふうに思っているんですが、一方の行政委員のほうを廃止するということについてそちらが今までずっと審査されてきた事項がそのままスムーズに報酬審のほうの委員の方に審議内容の経過そういったところに行くような方法はどういうふうにとられておりますか。

城戸人事課長 今年度報酬等の審議会を開催する予定となっておりますけども、委員といたしましては新たに例えば公募であれば公募いたしますので、その審議会の最初にそういった趣旨であるとか内容については御説明させていただこうというふうには考えております。同じ方が委員になられるかどうかは分かりませんので。

岡山明委員 今10人いらっしゃるんですけど、2人兼任ということであるんですけど、公募の方がいらっしゃいますよね。公募の方1人、それぞれいらっしゃる。こういう方対象者はどうされるんですかね。それともう1件なんですけど、なぜこちらのほうの行政のほうから特別職の審査のほうに寄ったと、こっちのほうに一方的に寄ったと。じゃあ逆の形はなかったんですかね。こちらのほうに移ったと、それはないんですかね。

河野朋子委員長 最初の件、公募された方に対する対応ですか。

城戸人事課長 まず審議会の役割自体がですね、平成25年度の答申をもって終わっておりますので、委員の方の任期もそれで終わっておるといふふうに理解しております。今年度開催するに当たりましてはこの議案が通った後、改めて公募させていただきますので、同じ方が手を挙げられることもあるでしょうし、違う方がということもあろうと思います。それから今のもう1点のほうのなぜ特別職のほうかということとはどちらかに統合するというので従来から設置されておる報酬等の審議会のほうにされたということで昨年の決算委員会の附帯決議におきましても、こういった審議会のあり方について検討するよとということ、人事課のほうでこういった審議会の運営であるとか設置に関する指針を策定いたしまして、この4月1日から施行しておりますけどもその中でもこういった重複した審議内容があ

るものであるとか、あるいは統合することによってもそういった機能的に動くことができるようなものについてはどんどん統合を進めていこうということで、そういった指針も作っておりますので、そういった流れの一つでもあるということでございます。

中村博行副委員長 そうすると新たな委員会というのは、定数はそのまま10名と置かれるんですか、それとも事務が多くなりますよね、そうしたら何名か定数を増やされるのかその辺り。

城戸人事課長 今特別職報酬審議会のほうで委員の数は10人以内と定められておりますが、今この人数については改正する予定はございません。

河野朋子委員長 統合されるということですけど、影響額が発生しますか。その辺りはいかがですか。

城戸人事課長 影響額につきましては、今年度当初予算の中で二つの審議会の委員報酬を上げておりますので、片方の委員の報酬は必要なくなろうかと思っておりますけども、開催の回数によってまた異なってくるかと思っております。

河野朋子委員長 概算でちょっと大体どのくらいだったかというのは分かるんですか、過去の。

城戸人事課長 25年度の実績でいえば3回ぐらいの開催であったと思います。

河野朋子委員長 掛ける1人が1,000円でしたかね。(発言する者あり)2,000円ですか、というぐらいが影響額ということでよろしいですか。分かりました。ほかに。(「なし」と呼ぶ者あり)質疑がなければ打ち切ります。討論に入ります。討論ありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ採決に入ります。議案第56号につき賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。55分から再開いたします。

午前10時45分休憩

午前10時54分再開

河野朋子委員長 それでは委員会を再開いたします。議案第57号について審査をいたします。執行部の説明をお願いいたします。

古谷税務課長 おはようございます。それではよろしく願いいたします。議案第57号は山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定についてですが、平成27年3月31日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴う所要の改正であります。主な改正点についてお手元の資料に基づいて説明させていただきます。いいでしょうか。まず、1番目、番号法改正に伴う所要の措置ですが、平成27年10月から個人番号の通知開始、平成28年1月に個人番号の利用開始、個人番号のカードの交付開始が予定されており、それに対応するため条例の改正を行なうものです。改正内容は納付書や申請書類への氏名記入に加えて個人番号あるいは法人番号の記入を求める内容になっております。次に、2番目の減免申請期限の改正についてですが、減免申請期限を「納期限前7日」から「納期限」に改めるものです。これは総務省行政評価局に「市町村税である軽自動車税は身体障害者等に対して減免できるとされているが、多くの市町村は減免申請を納期限の7日前までとしている。一方、県税である自動車税も身体障害者等に対して減免できるものとされており、都道府県の多くでは納期限までに減免申請を行えばよいこととなっている。自動車税は月割りでの還付が認められている場合があるのに対し、軽自動車税は月割りの還付が認められないことを考慮して、軽自動車税の減免申請期限を、せめて納期限までとする措置を普及、拡大してもらいたい」という相談が総務省行政

評価局へあり、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において、民間有識者の意見を聴取するなど検討した結果、改善措置を講ずる必要があると、総務省行政評価局長から総務省自治税務局長へ要請がありました。この依頼に伴い、総務省自治税務局市町村税課長及び固定資産税課長から、市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税について、各市町村の実情等を踏まえ検討し、減免申請期限の判断をするようにとの要請があり、納税者が有利になる期限を検討し、市民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税の減免申請期限を納期限としました。3番目のわがまち特例の導入ですが(1)都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に対して講じる家屋及び償却資産の特例措置について、適用期間が2年延長された上で、わがまち特例が導入され、今回改正された地方税法では、都市再生緊急整備地域は課税標準額の $\frac{3}{5}$ を参酌して $\frac{1}{2}$ 以上 $\frac{7}{10}$ 以下の範囲で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額、また、特定都市再生緊急整備地域は $\frac{1}{2}$ を参酌して $\frac{2}{5}$ 以上 $\frac{3}{5}$ 以下の範囲で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額となっています。軽減割合は参酌した $\frac{3}{5}$ 及び $\frac{1}{2}$ としております。現時点で本市は、都市再生特別措置法に基づき選定された緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域はありませんが、条例の条ずれ項ずれを防ぐ意味から改正しております。次に、(2)津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域において、管理協定が締結された津波避難施設に係る固定資産の特例措置について適用が3年延長された上で、わがまち特例が導入され、今回改正された地方税法では、管理協定締結後の5年間、津波避難施設に係る課税標準額の割合を $\frac{1}{2}$ を参酌して $\frac{2}{5}$ 以上 $\frac{3}{5}$ 以下の範囲で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額となっています。現在、本市では管理協定が締結された施設はありませんが、管理協定が締結された際、施設所有者等の負担軽減と税収確保を勘案し、軽減割合は参酌した $\frac{1}{2}$ としております。(3)高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する新築のサービス付高齢者向け賃貸住宅に対して講じる固定資産税の減額措置について、適用期間が2年間延長された上で、わがまち特例が導入され、今回改正された地方税法では $\frac{2}{3}$ を参酌して $\frac{1}{2}$ 以上 $\frac{5}{6}$ 以下の範囲で市町村の条例で定める割合を減額するとなっております。現行の軽減

割合が2/3であることと税収確保を考慮して、軽減割合は参酌した2/3としております。減額の対象となるものは、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律、平成23年法律32号ですが、法律の施行の日以降に新築されたサービス付高齢者向け賃貸住宅で、共用部分を含む1戸当りの面積が30㎡以上、戸数要件が5戸以上、構造要件は主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること、国又は地方公共団体からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていることなどが条件となり、最初の5年間は固定資産の減額となります。続きまして4番目の地方たばこ税の改正でございますが、旧3級品とされている紙巻たばこ、エコー、わかば等でございますが、これについて通常のたばこ税より税率を低くする特例措置が講じられていたのですが、この度この特例措置が廃止されることとなりました。この改正は、平成28年4月1日から実施されますが、激変緩和等の観点から平成31年4月1日までに、4段階で税率を引き上げる経過措置が講じられます。税率の改正はお手元の資料の表のとおり予定されています平成26年度たばこ税において、課税標準9,836万9,674本中、旧3級品の紙巻たばこは593万6,220本で割合としましては6.03%となっておりますが、税額はたばこ税全体で5億119万5,705円中、旧3級品紙巻たばこの税額は1,481万873円で2.96%となっております。たばこの消費が同じであれば、今後税率が暫時引き上げられることで、税収も増加するものと考えております。そのほかの地方税法の一部改正に伴い条文の整備等所要の改正を行っております。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 資料がありましたので、説明もかなり分かりやすかったと思いますけれども、質問があれば受けます。

山田伸幸委員 改正理由の説明の中で確定申告の際に番号を付与すると、付与っちゃうか記入しなければならないというような規定があるんじゃないんですかいね。それはないんですかいね。

藤山税務課主幹 おはようございます。今回の改正については市民税の申告のほうに

この番号法の欄を記載するところがございます。確定申告は今回の改正には入っていません。

山田伸幸委員 だから、市民税の確定申告でしょ。

銭谷税務課主査兼市民税係長 確定申告は所得税の、国税の申告ですので、所得税のほうの改正はあると思うんですけど、住民税、市、県民税の申告のほうにも番号を記入するようになっていう今回の改正となっております。

山田伸幸委員 それに関する条例の改正はないということですか。

藤山税務課主幹 市民税の申告の改正については第36条の2が該当いたします。

山田伸幸委員 この新旧対照表を見ても、これ法人番号とは書いてあるんですが、個人市民税については対象になっていないということなんですか。

河野朋子委員長 今の答えられますか。36条の8項のことですかね、今言われたの。「8項」と呼ぶ者あり)じゃなかったんですか、法人番号。「はい」と呼ぶものあり)でしょ。そこのところが聞きたかったんじゃないですか。いいですか、今の質問は。「ちょっといいですか、もう1回」と呼ぶ者あり)じゃあもう1回質問を。

山田伸幸委員 議案上程の際にですね、説明議案57号及び58号の説明の中で、平成27年10月5日に施行され、平成28年1月以降に社会保障、税との行政手続で個人番号の利用が開始されることに伴い、市税の申告等に個人番号の記載を求めるものであると説明をされているんですよ。これが条例のどの部分に当たるのかという、条例改正の、ということを知っているんです。

河野朋子委員長 今質問の意図が明らかになりましたので、それに対して回答をお願いいたします。

藤山税務課主幹 手持ちの資料ですね、それを確認、個人番号を入れるっていうところが確認が取れていませんので、また後ほど調べてお答えをさせていただきたいと思います。(発言する者あり)

河野朋子委員長 議案説明と今回の内容が少し食い違っておりますので、その辺りを明らかにしていただきたいと思います。(発言する者あり)ちょっと確認してもらいましょうか。ほかに質問が、ほかのところであれば、ちょっと聞きましょう。

伊藤實委員 まず、資料すごく分かりやすいっっちゃうか、先ほどの総務課にも言ったんですが、えらい総務部の中で温度差があるなというふうに感じました。この資料ですごく説明でも分かったんですが、4番の地方たばこ税、まあこういうふうに上がっていくんで喫煙者にはあれなんです、大体試算としてはどれぐらい、年間、そういうような試算はされてない。

古谷税務課長 済みません、26年度決算から見て大体旧3級品がどれぐらいの割合でということを抑えてですね、説明でも申し上げましたが、消費量が同じであればこれから上がるであろうという、細かいこう、幾らぐらいになるというところまでは積み上げてはおりません。(「はい、分かりました」と呼ぶ者あり)

河野朋子委員長 ほかに質問はないですか。ないようでしたら、しばらくちょっと休憩取りましょうか。じゃあまた10分くらい取っていいですか。じゃあ10分間休憩を取りますので、よろしくお願いいたします。

午前11時10分休憩

午前11時24分再開

河野朋子委員長 それでは委員会を再開いたします。先ほどの件について執行部から回答をお願いいたします。

古谷税務課長 直接、市申告の申請書には個人番号は明記しませんが、事業者から来る給与報告書とかですね、年金調書の前の報告書そういうものに個人番号を付するようになっております。また減免申請だとかにも個人の方は個人番号を記入していただくというようなことになっております。

河野朋子委員長 ちょっと説明と、いいんですかね。

山田伸幸委員 この議案説明の中で言った申告等というのは、その市民税の申告は入らないということなんですか。

銭谷税務課主査兼市民税係長 ちょっと分かりにくい書き方なんですけど、純粋な市民税の申告書には番号は今のところ入れなくていいんですけど、ほかの給与支払報告書、年金支払報告書というのも広い意味で申告とみなせますので、そちらのほうに番号を入れるというふうな改正となっております。

河野朋子委員長 理解できましたか今ので。「分かった」と呼ぶ者あり)この議案の説明についても、あるいは上程された議案もそうですけど、特に不備はないということでもよろしいでしょうか。訂正する箇所はないということでもよろしいですね。「はい」と呼ぶ者あり)それではほかに質疑があれば。

山田伸幸委員 減免を申請する場合は、この番号の記載は義務ですか。それとも求めるということなんでしょうか。

藤山税務課主幹 今回の条例の改正でそれを求めておりますので、義務ということがあります。

河野朋子委員長 51条の2項のところですよ。ほかに質問がありますか。「なし」と呼ぶ者あり)よろしいですか。「はい」と呼ぶ者あり)では質疑を打ち切ります。討論に入ります。討論のある方。

山田伸幸委員 先ほどの説明の中で、市民にとって必要な部分もあるということですが、根本的な中で、個人番号、マイナンバーに関する規定がありますので、この条例案については反対としたいと思います。

河野朋子委員長 ほかにありますか。「なし」と呼ぶ者あり)なければ採決に入ります。議案第57号について賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 賛成多数で本議案は可決すべきものと決しました。続きまして58号について説明をよろしく願いいたします。

古谷税務課長 引き続きまして議案第58号の山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について概要を御説明します。

今回の条例改正は、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴う所要の改正であります。

主な改正点であります。都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に対して講じる家屋等の特例措置について、適用期間が2年延長された上で、わがまち特例が導入され、今回改正された地方税法では都市再生緊急整備地域で、課税標準額の $\frac{3}{5}$ を参酌して $\frac{1}{2}$ 以上 $\frac{7}{10}$ 以下の範囲で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額、また、特定都市再生緊急整備地域にあつては $\frac{1}{2}$ を参酌して、 $\frac{2}{5}$ 以上 $\frac{3}{5}$ 以下の範囲で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額となっております。軽減割合は参酌された $\frac{3}{5}$ 及び $\frac{1}{2}$ としております。そうして、新たな項として附則第1項の次に追加するために、第2項以降の項をずらして対応しております。現時点で本市は都市再生特別措置法に基づき選定された緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域はありませんが、条例の条ずれ、項ずれを防ぐ意味から改正しております。以上が都市計画税条例の主な改正点であります、御審議よろしく願いいたします。

河野朋子委員長 ありがとうございます。それでは質疑を受けます。

山田伸幸委員 本市には現在適用される対象がないということですが、もし具体的にどういったものであるかというのが分かれば、今の説明ではどういったものかというのがよく分からないので、何か例示があれば教えてください。

古谷税務課長 地域はですね。これは25年7月現在の資料でございますが、全国で都市再生緊急整備地域は62地域。特定都市再生緊急整備地域は、62地域のうちの11地域が指定されております。中国地方では広島県の広島市と福山市。岡山市が都市再生緊急整備地域に認定されております。ほぼ大都市若しくはその近郊といいますか、そういうところでございます。

河野朋子委員長 ほかに質問はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ質疑を打ち切ります。討論に入ります。討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で議案第58号は可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。

(執行部退場)

河野朋子委員長 それでは審査を続けます。陳情要望についてですが、総務に出されました陳情要望について審査をいたします。3件ありますので、一つずつ行きたいと思いますが、まず合併特例債の適用期間の再延長を求めることについての要望が出されておりますが、この件について何か御意見がありますでしょうか。

特にないようでしたら、一応皆さん読み置くということによろしいですか。この件について。次に「集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定を撤回し、関連法律の改正等を行わないことを求める意見書」の提出に関する要請。これについて何か意見がありますか。

山田伸幸委員 私はぜひ議会においてこれを採択したらいいなというふうには思いません。

河野朋子委員長 そのような意見がありました、ほかの方いかがでしょうか。特に御意見ないですか。

笹木慶之委員 今、現在国においてもですね、それからまた憲法学者といますかね、といってもいろいろかんかんがくがく意見のやり取りがあります。この憲法9条に関係する問題、いわゆるそういった問題はそれのみに関わらず、全体の幅広い要素をいろいろと持っていると思うんですよ。ですからそれらの内容が十分、本議会で全てが把握されてるかどうか、そういったところに多少疑問があります。ですからやっぱりいきなりですね、これをもってどうこう前に行くということは、やっぱりいかがなものかという思いがしておりますが、その辺りの思いがあります。

河野朋子委員長 そのような意見も出されておりますがいかがでしょうか。相反する意見が出ておりますが。

山田伸幸委員 特にここに記されている集団的自衛権の閣議決定というのは、先の憲法調査会において3名の憲法学者がいずれも違憲だというふうに言い切った部分なんですね、ここはね。ですから全国の自治体で、この集団的自衛権の行使の閣議決定そのものを撤回すべきであるという意見書が相次いでいるところも事実です。本市議会もこれについてはよく吟味をして検討してできるならば意見書として上げることは必要なことではないかなというふうに思っております。

河野朋子委員長 更に出ましたがいかがでしょうか。

笹木慶之委員 今の学者における憲法解釈の問題と、もう1点は最高裁における砂川事件の判決を基にですね、論戦がいろいろされてます。これは細かくいえば長くなるんであれですが、日米安全保障条約との関係、いろんな絡みがですね、これにはありますし、私どもまだその辺の情報が直接把握できない部分がありますね、やっぱり報道機関を通しての問題ですから、しかなかなか知り得ない状況があります。ですからそういったことも含めてね、やっぱり慎重に対応する必要がありますんじゃないかなというふうに思います。

山田伸幸委員 今、砂川事件のこと言われましたが、砂川事件の内容というのはアメリカ軍に対するものであって集団的自衛権のものは一切関係ないんです。それは昨日の国会審議においてそれは論破され、そういったものが今回の集団的自衛権のものを砂川事件では一切関わりないものとして判断されている、そういう代物ですけど、それを持ち出されるのは間違いだと思います。

河野朋子委員長 ほかに何かありますか。

笹木慶之委員 今の件ですが、それは断定されればいささかかと思えます。まず断定されたものではありませんし、確かにそれそのものを特定したものではありませんが、やっぱり今の自衛権の問題、それから集団的自衛権の問題、それから自衛隊の問題、いろんなことを含めてですね、いろんな形で論議をされておりますし、それからそれを歯止めとされておるいろんな制約についてもですね、限定解釈の問題であるとかいろんなこともされておるわけで、ですから私はそれらが十分精査されませんとね、やっぱりいきなりそれを片方の方向に走っていくというのはいかがなものかなというふうには思います。

河野朋子委員長 ほかに。

伊藤實委員 この問題すごく難しい問題なんです。はっきり言って私自身も勉強もしてないんで、よく分からないというのは事実です。この意見書を議論しようにもね、

意見書を上げたとしても、その審査した人間がね、よく分からないでね、出たから、国が今そうやからとかね、そのレベルじゃないと思うんで、これはこれでもう上げる上げんじゃないなくて、そういうような意見書を熟読するなり、そうした中でまた機運が盛り上がってからすればいいんじゃないかと思えますんで、今これを上げるとか上げないという議論はする必要はないんじゃないかとは思っています。

河野朋子委員長 そのような意見が出ておりますが。

中村博行副委員長 私も同感なんです。憲法解釈については自民党が要請した学者でさえ違憲であるというような判断をされた。その後官房長官の話によると違憲ではないという学者もたくさんいるだというようなこともあって、そういうと違憲かどうかちゅうことに対していろいろアンケートを取っている状況ですよね。そういう状況の中で、もう自主的にこういう意見書を上げるというのはまだ早計ではないかなという気がいたしております。

河野朋子委員長 そのような意見が出まして大体総合してみたところ、確固たる意思をもって意見書を出すべきという意見もありましたが、一方でやはり議論しますと議論もまだ深まっておりませんし、そういった急いでやるべきではないんじゃないかというような意見が多かったようですので、そのように今回の意見書の提出については少し見送ってそれぞれがまた経過を見守り、勉強していくとか、そういったところを少ししていくべきかなというふうに判断しましたが、それでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは3番目は、地方財政確立に向けた地方自治法99条に基づく議会採択の取組についてです。この件についても意見書をという内容のものですが、この件についてはいかがでしょうか。モデル案まで出してありますが。この件について何か御意見があれば受けません。

山田伸幸委員 意見書案の4番にですね、法人実効税率の見直し、それから税制の廃止、減税というですね、代替財源のことが出てるんですが、これがともすると消費税ということにつながりかねませんので、ここについてはよく精査をしなけれ

ばいけないなというふうに思います。消費税の前提で法人実効税率の減税とかですね、税制の廃止というのであればこれは本末転倒というふうに思いますので、その点についてはこの意見書案の中身をもう少し精査をしないと私はちょっと答えを言えません。

河野朋子委員長 そのような意見が出ておりますがいかがでしょうか。

古川議会事務局長 この件につきましては、昨年も地方財政の充実強化を求める意見書ということで9月にこのような大体同じような形で意見書を出しております。地方の財政の強化ということで当時採択されたというふうに記憶いたしております。今ここで出されておるのが、この6月若しくは9月議会での取組と書いてありまして、6月に骨太の方針が出ますので、今ここで拙速にやらなくても9月議会でも国の予算には間に合いますので、今山田委員の言われたことも念頭に置かれて他市の状況またこの骨太の方針等の動きを見る中で、9月の委員会の中でどのようにするかを審議されたらというふうに考えますが。

河野朋子委員長 今事務局長からの助言がそのようでありましたけれども、そのように少し時間を置いて精査していくということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃそのようにさせていただきます。では陳情要望についてはそのように計らいます。それでは次に閉会中の調査事項についてですが、資料に出ておりますよね。これに追加するもの、あるいは何か変更することがあれば意見をお願いいたします。

山田伸幸委員 教育環境の整備というのは、これは教育委員会の在り方も含めるということによろしいですか。

河野朋子委員長 こちらの政策提言の中の教育環境というのは、またちょっと教育委員会とかそういうこととは少し違うとは思いますが。教育委員会のことについて特に何か必要であればそこに明記すべきだと思いますが。

山田伸幸委員 特に教育委員会が今、埴生で小中連携校を模索している中で、それに関してこの中に具体的にないので、それを入れておく必要があるんじゃないかなというふうに思いました。

河野朋子委員長 埴生のことであれば公共施設ですか。

山田伸幸委員 これは老朽化、耐震化ですからね。

河野朋子委員長 複合施設ですか。

山田伸幸委員 だから小中連携にするというような話が今進んでいるわけでしょう。

河野朋子委員長 その辺りも総務としては余りタッチしてないですよ。その辺を所管のところでしようと思えばここに入れ込んだほうがいいのかという感じですかね。そういう文言としてはどうなるのかな。

山田伸幸委員 学校教育に関すること。(発言する者あり)じゃいいですよ。そこに入るならいいです。

河野朋子委員長 そこに入るという認識をもっていいですか。そこは。ほかに付け加えるところはないですか。それではこれで決定しまして、委員会をここで閉じます。引き続き協議会に入ります。

午前11時47分閉会

平成27年(2015年)6月11日

総務文教常任委員会委員長 河野朋子